

「介護職員等特定処遇改善加算」にかかる「見える化」要件

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取組が行われてきました。令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「特定処遇改善加算」が創設され、当施設でも加算算定を行っています。当該加算を受けるためには、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

1. 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件について、6区分をそれぞれ1つ以上の取組を行っていること
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

※ 3の「見える化」要件に基づき、特定加算の取得状況及び賃金改善以外の処遇改善に関する具体的に取り組んでいる内容は、以下のとおりです。

区 分	内 容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念や方針・人材育成方針・その実現のための施策・仕組みなどの明確化
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 <input checked="" type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
両立支援・多様な働き方の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 <input checked="" type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケアの内容の改善

令和5年4月1日

◎取得している加算

- ・介護職員処遇改善加算 Ⅰ
- ・介護職員等特定処遇改善加算 1
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算